

## 5. 岡山大学文学部規程

〔平成16年4月1日〕  
岡大文規程第1号

### (趣旨)

**第1条** この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大規則第1号）及び岡山大学学則（平成16年岡大規則第2号。以下「学則」という。）の規定に基づき、岡山大学文学部（以下「本学部」という。）に関し、必要な事項を定める。

### (本学部の目的)

**第2条** 本学部は、人文科学諸領域の文化を総合し、新たな価値を創造するため、専門の学術を教育研究し、知的、感性的能力を涵養して社会的要請に応ずる人材を育成し、世界文化の進展に寄与することを目的とする。

### (自己評価等)

**第3条** 本学部は、本学部に係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、岡山大学（以下「本学」という。）の職員以外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

3 第1項の自己評価を行うため、岡山大学文学部自己評価委員会（以下「自己評価委員会」という。）を置く。

4 自己評価委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

### (教育研究等の状況の公表)

**第4条** 本学部は、教育研究及び組織運営の状況について、定期的に公表する。

### (組織的研修等)

**第5条** 本学部は、教員の教育内容及び教育方法の改善を図るため、組織的な研究及び研修を実施する。

### (副学部長)

**第6条** 本学部副学部長を置く。

2 副学部長に関して必要な事項は、別に定める。

### (学科)

**第7条** 本学部は人文学科を置く。

### (教育課程、授業科目及び単位)

**第8条** 本学部の教育課程は、教養教育科目及び専門教育科目により構成するものとする。

2 本学部の授業科目及び単位数は、別表第一及び第二のとおりとする。

3 前項に定めるもののほか、必要があるときは、特別に授業科目を開講することがある。

4 本学部の授業科目は、必修科目、自由科目に分け、その区分及び履修方法については、別に定める。

### (単位の計算方法)

**第9条** 本学部の授業科目の単位の計算方法は、次の基準による。

一 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

二 実験及び実習については、30時間の授業をもって1単位とする。

三 卒業論文については、10単位とする。

### (成績評価基準等の明示等)

**第10条** 本学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示する。

2 本学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

### (開講科目)

**第11条** 各年度において開講する授業科目、単位数、配当年次、時間数及び担当教員は、学年の始めに公示する。ただし、特別に開講する授業科目については、この限りではない。

### (履修の届出)

**第12条** 本学部の学生は、各学期の始めの定められた期日までに履修しようとする授業科目を学部長に届け出なければならない。

2 本学部の学生は、本学の他の学部の授業科目を、当該学部の定めるところにより履修することができる。

3 他の学部の授業科目を履修しようとするときは、学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

### (他学部学生の履修)

**第13条** 他学部学生が、本学部の授業を履修しようとするときは、当該学部長を経て、学部長の許可を受けなければならない。

2 前項の場合の履修の届出については、前条第1項の規定を準用する。

### (他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

**第14条** 本学部の学生が他の大学（外国の大学を含む。以下同じ。）又は短期大学（外国の短期大学を含む。以下こ

- の条において同じ。)の授業科目を履修しようとするときは、所定の様式により、学部長に願い出なければならない。
- 2 前項の願い出があったときは、当該大学又は短期大学との協議の成立が得られたものについて許可するものとし、その取扱いについては、別に定める。
  - 3 第1項の規定により学生が他の大学又は短期大学において修得した単位を、60単位を超えない範囲で、教授会の議を経て、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定することがある。
  - 4 前3項の規定は、本学部の学生が、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

**(大学以外の教育施設等における学修)**

- 第15条** 本学部の学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、教授会の議を経て、本学部における授業科目の履修とみなし、単位を認定することがある。
- 2 前項の規定により認定する単位数は、前条第3項の規定により修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

**(教育職員免許状)**

- 第16条** 本学部において、教育職員免許状を取得しようとする者は、別に定めるところにより、所定の単位を修得しなければならない。

教育職員免許状の種類	免許教科
中学校教諭一種免許状	社会、国語、英語、ドイツ語、フランス語
高等学校教諭一種免許状	地理歴史、公民、国語、英語、ドイツ語、フランス語

**(履修の期間)**

- 第17条** 学生は、4年以上にわたり教養教育科目及び専門教育科目を履修しなければならない。

**(単位の授与)**

- 第18条** 授業科目を履修した者に対しては、試験の成績又は研究報告の成果等を第10条第2項の成績評価基準に照らして評価し、合格した者に単位を授与する。
- 2 単位修得の認定は、担当教員が行う。

**(入学前の既修得単位等の認定)**

- 第19条** 学生が本学部に入學する前に、大学若しくは外国の大学（外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修した場合及び外国の大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修した場合を含む。）又は短期大学若しくは外国の短期大学（外国の短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修した場合及び外国の短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修した場合を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、教授会の議を経て、本学部に入學した後の授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定することがある。
- 2 学生が本学部に入學する前に行った短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、教授会の議を経て、本学部に入學した後の授業科目の履修とみなし、単位を認定することがある。
  - 3 前2項の規定により認定する単位数は、転学、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第14条第3項及び第15条第1項により、本学部において修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
  - 4 第1項及び第2項の単位の認定を受けようとする者は、所定の願書に必要書類を添えて、入學した年度の所定の期日までに、学部長に願い出なければならない。

**(試験等)**

- 第20条** 病気その他の理由により、定期試験を受けることができなかった者には、事情により追試験を行うことがある。
- 2 再試験は行わない。

**(卒業に必要な単位)**

- 第21条** 本学部の卒業に必要な単位は、別に定めるところにより、教養教育科目及び専門教育科目を合わせ、124

単位以上とする。

**(卒業の認定)**

**第22条** 前条に定める卒業に必要な単位を満たした者については、学部長の申出に基づき、学長が卒業を認定する。

**(転学、編入学等)**

**第23条** 本学部の学生が他の大学に転学又は本学の他の学部転学部を志願するときは、学部長の許可を受けた上で転学又は転学部の手続をしなければならない。

2 学則第25条の2、第26条、第27条、第29条及び第37条の規定により、編入学、学士入学、転学、転学部又は再入学をした者の既修得単位及び在学期間の通算の認定は、教授会において行う。

**(科目等履修生)**

**第24条** 本学の学生以外の者で、本学部の授業科目の履修を志願する者があるときは、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

3 学則第30条第2項及び第3項の規定による科目等履修生としての学修期間の修業年限への通算については、別に定める。

**(特別聴講学生)**

**第25条** 他の大学の学生で、本学部の授業科目について、聴講を志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、教授会の議を経て許可することがある。

2 特別聴講学生の取扱いについては、別に定める。

**(研究生)**

**第26条** 研究生として入学することができる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

一 4年制の大学を卒業した者

二 前号と同等以上の学力があると認められた者

2 研究生を志願する者は、各学期の始めに所定の願書を提出しなければならない。

3 研究生の選考は、指導教員の研究能力審査を経て、教授会において行う。

**(専攻生)**

**第27条** 専攻生については、前条の規定を準用する。

2 専攻生の在学期間は、1年以上とする。

**(委託生)**

**第28条** 公の機関等からその所属職員につき、聴講科目若しくは研究事項を定め、又は研修について、委託の願い出があるときは、教授会の議を経て、委託生として入学を許可することがある。

2 委託生の取扱いについては、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成15年度以前の入学者については、岡山大学文学部規程等を廃止する規程（平成16年岡大文規程第1号）により廃止された岡山大学文学部規程（平成7年岡山大学文学部規程第1号）の例による。

(附 則 以下中略)

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成24年度以前の入学者については、改正後の別表第二の規定にかかわらず、従前の別表第二に「イスラーム文化論」及び「漢文・中国語文献研究法」を加えたものを適用する。

3 平成25年度の入学者については、改正後の別表第二の規定にかかわらず、従前の別表第二に「イスラーム文化論」、「漢文・中国語文献研究法」、「グローバルスタディズ1」及び「グローバルスタディズ2」を加えたものを適用する。

## 別表

## 第一 教養教育科目

授業科目区分		授業科目及び単位数	履修要件
ガイダンス科目		開講授業科目及びその単位数については、岡山大学教育開発センター長が学年の始めに公示する。	履修に関する要件は、別に定めるところによる。
主 題 科 目	現代の課題		
	人間と社会		
	健やかに生きる		
	自然と技術		
個 別 科 目	人文・社会科学		
	自然科学		
	生命・保健科学		
	情報科学		
外 国 語 科 目	英語		
	ドイツ語		
	フランス語		
	中国語		
	韓国語		
	ロシア語		
	スペイン語		
	イタリア語		
	日本語		

第二 専門教育科目

授業科目区分	授 業 科 目	単位数	授業科目区分	授 業 科 目	単位数
専 門 科 目	人文学への招待 (哲学芸術学)	2	専 門 科 目	日本史概説 1	2
	人文学への招待 (行動科学)	2		日本史概説 2	2
	人文学への招待 (歴史文化学)	2		アジア史概説 1	2
	人文学への招待 (言語科学)	2		アジア史概説 2	2
	人文学への招待 (言語文化学)	2		西洋史概説 1	2
	人文学入門演習 (哲学芸術学)	2		西洋史概説 2	2
	人文学入門演習 (行動科学)	2		考古学概説 1	2
	人文学入門演習 (歴史文化学)	2		考古学概説 2	2
	人文学入門演習 (言語科学)	2		日本史講義	2
	人文学入門演習 (言語文化学)	2		アジア史講義	2
	哲学概説 1	2		西洋史講義	2
	哲学概説 2	2		考古学講義	2
	倫理学概説 1	2		比較宗教史講義	2
	倫理学概説 2	2		文化交流史講義	2
	芸術学概説 1	2		日本史演習	2
	芸術学概説 2	2		アジア史演習	2
	芸術表象論概説 1	2		西洋史演習	2
	芸術表象論概説 2	2		考古学演習	4
	美術史概説 1	2		考古学演習	2
	美術史概説 2	2		歴史文化学課題演習	2
	思想史概説 1	2		言語学概説	2
	思想史概説 2	2		日本語学概説 1	2
	哲学講義	2		日本語学概説 2	2
	倫理学講義	2		英語学概説	2
	美学講義	2		ドイツ語学概説	2
	芸術学講義	2		フランス語学概説	2
	芸術表象論講義	2		言語学講義 1	2
	日本美術史講義	2		言語学講義 2	2
	西洋美術史講義	2		言語学講義 3	2
	思想史講義	2		日本語学講義 1	2
	哲学演習	2		日本語学講義 2	2
	倫理学演習	2		英語学講義	2
	美学演習	2		ドイツ語学講義	2
	芸術学演習	2		フランス語学講義	2
	芸術表象論演習	2		言語学演習 1	2
	日本美術史演習	2		言語学演習 2	2
	西洋美術史演習	2		言語学演習 3	2
	思想史演習	2		日本語学演習	2
	哲学芸術学課題演習	2		英語学演習	2
	心理学概説 1	2		ドイツ語学演習	2
	心理学概説 2	2		フランス語学演習	2
	人文地理学概説	2		言語学課題演習	2
	自然地理学概説	2		日本言語文化学概説 1	2
	社会学概説 1	2		日本言語文化学概説 2	2
	社会学概説 2	2		中国言語文化学概説 1	2
	文化人類学概説 1	2		中国言語文化学概説 2	2
	文化人類学概説 2	2		英米言語文化学概説 1	2
	社会文化学概説	2		英米言語文化学概説 2	2
	心理学講義	2		ドイツ言語文化学概説 1	2
	地理学講義	2		ドイツ言語文化学概説 2	2
地誌学講義	2	フランス言語文化学概説 1	2		
社会学講義	2	フランス言語文化学概説 2	2		
文化人類学講義	2	言語文化学講義	2		
社会文化学講義	2	日本言語文化学講義	2		
心理学演習	2	中国言語文化学講義	2		
地理学演習	2	英米言語文化学講義	2		
社会学演習	2	ドイツ言語文化学講義	2		
文化人類学演習	2	フランス言語文化学講義	2		
社会文化学演習	2	言語文化学演習	2		
行動科学実験・調査演習	1	日本言語文化学演習	2		
行動科学実験・調査演習	2	中国言語文化学演習	2		
行動科学課題演習	2	英米言語文化学演習	2		

授業科目区分	授 業 科 目	単位数	授業科目区分	授 業 科 目	単位数
専 門 科 目	ドイツ言語文化学演習	2	専 門 科 目	人類学	2
	フランス言語文化学演習	2		宗教学	2
	言語文化学課題演習	2		人文学フロンティア講義	2
	英文読解 1	2		ギリシア語	2
	英文読解 2	2		ラテン語	2
	英文読解 3	2		イタリア語	2
	時事英語 1	2		スペイン語	2
	時事英語 2	2		セルビア・クロアチア語	2
	時事英語 3	2		ロシア語	2
	英語表現法 1	2		ロシア語会話	2
	英語表現法 2	2		韓国語	2
	英語表現法 3	2		イスラーム文化論	2
	英語コミュニケーション 1	2		漢文・中国語文献研究法	2
	英語コミュニケーション 2	2		言語表現論 1	2
	英語コミュニケーション 3	2		言語表現論 2	2
	英語コミュニケーション 4	2		言語表現論 3	2
	英語コミュニケーション 5	2		言語表現論 4	2
	英語コミュニケーション 6	2		言語表現論 5	2
	ドイツ語読解法	2		就業体験実習	2
	ドイツ語表現法 1	2		グローバルスタディズ 1	2
	ドイツ語表現法 2	2		グローバルスタディズ 2	2
	ドイツ語上級	2			
	ドイツ語翻訳法	2		日本語 1 a	2
	ドイツ語コミュニケーション 1	2		日本語 1 b	2
	ドイツ語コミュニケーション 2	2		日本語 2 a	2
	ドイツ語コミュニケーション 3	2		日本語 2 b	2
	ドイツ語コミュニケーション 4	2		日本語 3 a	2
	ドイツ語コミュニケーション 5	2		日本語 3 b	2
	ドイツ語コミュニケーション 6	2		日本語会話 a	2
	時事ドイツ語	2		日本語会話 b	2
	フランス語コミュニケーション 1	2		日本文化学 a	2
	フランス語コミュニケーション 2	2		日本文化学 b	2
	フランス語コミュニケーション 3	2			
	フランス語コミュニケーション 4	2		卒業論文	10
	フランス語コミュニケーション 5	2			
	フランス語コミュニケーション 6	2			
	フランス語作文 1	2			
	フランス語作文 2	2			
	フランス語作文 3	2			
	フランス文化総合演習 1	2			
	フランス文化総合演習 2	2			
	フランス文化総合演習 3	2			
	中国語コミュニケーション 1	2			
	中国語コミュニケーション 2	2			
	中国語コミュニケーション 3	2			
	中国語コミュニケーション 4	2			
	中国語コミュニケーション 5	2			
	中国語コミュニケーション 6	2			
	中国語総合演習 1	2			
	中国語総合演習 2	2			
中国語総合演習 3	2				
中国語総合演習 4	2				
中国語上級 1	2				
中国語上級 2	2				
博物館概論	2				
博物館経営論	2				
博物館資料論	2				
博物館資料保存論	2				
博物館展示論	2				
博物館による学習支援	2				
博物館情報・メディア論	2				
人文系博物館実習	3				